

令和 8 年度狩猟者登録手続き（県内在住者）

1 登録申請書受付開始日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

2 提出書類等

1	狩猟者登録申請書	1 部 (免許種ごとに 1 部)
2	狩猟税申告書	1 部 (免許種ごとに 1 部)
3	狩猟免許等 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免許又は都道府県猟友会長が原本と相違ない旨を証明した狩猟免許の写し。（当該登録年度に発行したものに限る。）ただし、提出先の地域機関等において狩猟者台帳等により狩猟免許交付状況が確認できる場合、添付は不要。	1 部
4	当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書あるいは 3 千万円以上の損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書	1 部
5	写真（縦 3.0 cm 横 2.4 cm） 申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。 なお、狩猟免許の備考欄に「眼鏡等使用」と記載された者は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること。また、コンタクトレンズ使用の場合は、申請書余白にその旨を記載すること。	申請書用 1 枚 (免許種ごとに 1 枚) 狩猟者登録証用 1 枚※
6	委任状 猟友会支部・分会で取りまとめて申請する場合や、個人申請において代理人が手数料を納付する場合に必要。	1 部
7	狩猟者登録申請書等送付書 猟友会支部・分会で取りまとめて申請する場合は、手数料を支払う代表者の数だけ必要。個人申請では 1 部必要。	手数料支払者 につき 1 部
8	相手方登録申込書 狩猟者登録手数料を納入通知書で納付する場合、初回のみ必要。 猟友会支部・分会で取りまとめて申請する場合は、手数料を支払う代表者の数だけ必要。個人申請では 1 部必要。	手数料支払者 につき 1 部

※複数免許種を同時に申込む場合は「（免許数）× 1 枚（申請書貼付用）＋ 1 枚（登録証貼付用）」

（例）網猟とわな猟を同時に申込む場合 3 枚

（網猟申請書貼付用 1 枚、わな猟申請書貼付用 1 枚、登録証貼付用 1 枚の計 3 枚）

3 狩猟税、狩猟者登録手数料

○令和 6 年 8 月末日で新潟県収入証紙の販売が終了したことに伴い、納付方法を下記のとおりとします。

（1） 狩猟税：納付方法は 1 種類

・納付書（取りまとめの場合は一括納付書）

申請後、郵送されてくる納付書を県税部窓口または金融機関に持込み、納付する。

区 分	網猟又は わな猟	第一種 銃猟	第二種 銃猟
ア 下記イ～エ以外の者	8,200 円	16,500 円	5,500 円
イ 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で、住所地の市町村長の発行した都道府県民税の所得割額等の証明書を添付した者	5,500 円	11,000 円	2,700 円
ウ 上記イに該当せず、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、有害鳥獣捕獲許可を受け新潟県内で許可捕獲を行った者及び許可捕獲に従事した者で必要書類を添付した者	4,100 円	8,200 円	
エ 上記イに該当し、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、有害鳥獣捕獲許可を受け新潟県内で許可捕獲を行った者及び許可捕獲に従事した者で必要書類を添付した者	2,700 円	5,500 円	
オ 対象鳥獣捕獲員である者又は狩猟者登録の申請前 1 年以内に、新潟県内において捕獲等を行った認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で必要書類を添付した者	上記ア～エの狩猟税を免除		

(2) 狩猟者登録手数料 1,800 円：納付方法は 2 種類

- ・窓口キャッシュレス決済

申請時または申請後、申請書等を提出する県窓口でカード決済、電子マネー及びコード決済で納付する。

- ・納入通知書

申請後、郵送されてくる納入通知書を金融機関に持込み、納付する。

※初回のみ、相手方登録が必要。

4 狩猟税の軽減措置を受ける場合に必要な書類の詳細

<許可捕獲者及びその従事者（3(1)ウ・エ）>

※許可の区域に新潟県内が含まれる場合に限る

1	法に基づく許可証又は従事者証の写し 軽減の対象になる許可捕獲者及びその従事者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者及び狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。前者の場合は許可証の写し、後者の場合は従事者証の写しが必要となる。返納済の場合は、県様式 2 で市町村長等に写しの交付を申請する。 許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等でなければならない。 なお、やむを得ない理由により許可証の写し又は従事者証の写しを添付できない場合は、許可権者（市町村長等）が証明した書面をもって替えることができる。（県様式 3 又は 4）
2	捕獲等の結果を示す書面 上記 1 に係る「許可証・従事者証に基づく捕獲等の結果」（県様式 5）を申請者が自ら作成する。 ただし、許可を受けた者については、許可証の写しに実際に捕獲等をした日付の記載がある場合は、当該書面の提出を省略することができる。

<対象鳥獣捕獲員（3(1)オ）>

1	県内市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類（県様式 1）
---	--------------------------------------

＜認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者（３(1)オ）＞

1	認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し 捕獲等事業者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。
2	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（県様式6）
3	申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類（当該事業の委託契約書の写し等） なお、当該事業は、申請前1年以内に、新潟県の区域において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。
4	上記3の事業に従事した際の従事者証の写し 従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記3の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

5 申請書等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部
（新潟市に住所を有する者は県庁環境対策課）

6 狩猟期間について

令和8年度の新潟県の狩猟期間

○全対象狩猟鳥獣 11月15日から翌年2月15日まで

○イ ノ シ シ 11月15日から翌年3月15日まで（佐渡市及び粟島浦村を除く）

○ニ ホ ン ジ カ 11月15日から翌年3月15日まで（佐渡市を除く）

7 注意事項

(1) C S F等への対応

新潟県内で、C S Fに感染した野生イノシシが確認されています。

今年度の狩猟期においては、C S F感染確認区域で狩猟する際は、以下のとおり防疫措置（消毒など）を徹底するとともに、C S F感染確認区域外に持ち出さないようにしてください。

① 入猟前、入猟後に靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒

② イノシシを捕獲したときは、捕獲地点・埋設場所などを消毒

③ イノシシを捕獲したときは、C S F感染確認区域外へ持ち出さない

※C S F感染確認区域等の情報は県ホームページで確認してください。

また、今後の県内及び県境付近での野生イノシシのC S F感染状況により、感染が確認された地域等での狩猟を制限する可能性があります。

(2) 狩猟鳥獣の取消しについて

「バン」及び「ゴイサギ」について、令和4年度から狩猟鳥獣の指定が解除となっています。狩猟による捕獲は鳥獣保護管理法違反となりますので御注意ください。